

埼玉葛齋場組合における女性職員の活躍推進に関する特定事業主行動計画の実施状況及び女性の職業選択に資する情報の公表（令和7年5月）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）第19条第6項の規定に基づき、下記のとおり実施状況を公表します。

あわせて、女性活躍推進法第21条の規定に基づき、下記のとおり情報を公表します。

1. 埼玉葛齋場組合女性職員の活躍推進に関する特定事業主行動計画における目標と実績

① 年次有給休暇の取得促進

目標：職員1人当たりの年次有給休暇平均取得日数12日以上にする

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
12.89日	11.73日	11.03日	13.37日	18.94日

令和6年度は、目標である「年次有給休暇平均取得日数12日以上」を達成しました。今後も引き続き、休暇が取得しやすい職場環境を整備し、職員へ年次有給休暇の積極的な取得促進を図ります。

② 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

目標：管理職の女性職員を1人以上にする

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0人	0人	0人	0人	0人

令和6年度は、管理職の女性職員を1人以上にする目標については、未達成でした。今後は引き続き、研修等への積極的な参加を促進するとともに、仕事と家庭の両立のため働きやすい職場環境の整備を図ります。

2. 女性活躍推進法第21条の規定に基づく女性の職業選択に資する情報の公表

〈職業生活における機会の提供に関する実績〉

○職員に占める女性職員の割合

7人のうち女性1人 14.2%

○係長級にある者に占める女性職員の割合

3人のうち女性1人 33.3%

〈職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績〉

○職員の1月あたりの平均残業時間

1月あたり平均0.79時間（管理職を除く）

3. 職員の給与の男女の差異に関する公表について

埼玉葛斎場組合では、職員の人数が少ないため、男女の給与の差異については公表していません。

なお、性別によって給料や手当の額に差異を設けることはありません。